

4 三重県の環境森林政策の方向

I 三重県の環境森林政策の方向

環境問題は、今や地球全体の課題となっています。地球環境を保護するために、私たちには、地球上で自然や他の生物と共生する人類の一員であるという意志をもって持続可能な社会を構築していくことが求められています。そして、私たちは、かけがえない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指さなければなりません。

こうしたことから、三重県に住む人、住みたい人、訪れる人及び三重県を生活拠点とする人に対して、安全の確保を第一に、限りある資源の循環利用を進め、環境への負荷を低減させるとともに、自然との共生を図り、環境を守り育てる活動を進めるなど、将来にわたって安心して暮らしを営める持続可能な循環型社会の創造に取り組みます。また、地球温暖化対策にも貢献する森林整備の促進と消費者ニーズに応じた安全・安心な林産物の安定的な供給により、力強い林業の実現に取り組みます。

三重県総合計画「県民しあわせプラン」の初年度である平成16（2004）年度は、“しあわせ創造県”を築くための最優先課題として、安全で安心な生活を確保するために不可欠な空気・土・水の改善及び、自立した経営体が活発に事業活動できる力強い林業の実現に重点的に取り組みます。

1 資源循環型社会の構築

- (1) ごみゼロ社会実現のため、住民、事業者、市町村等との協働のもとに、具体的な将来像と道筋を明らかにする取組を進めます。
 - ・ごみゼロ社会実現プランの策定
- (2) 廃棄物に対する県民の不安を払拭するため、過去の不法投棄等に対する安全性の確認を行うとともに、不法投棄等の未然防止対策を進めます。
 - ・不法投棄対策の推進
- (3) 健全で快適な水環境を確保するため、生活排水処理対策に取り組みます。
 - ・市町村が事業主体となって行う合併処理浄化槽の整備促進
 - ・生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の見直し
- (4) 安全で安心な大気環境を確保するため、省エネ対策や森林整備などを通じて、三重県地球温暖化防止対策推進計画を推進します。

- ・地球温暖化防止活動推進センターの設立
- ・健全な森林の整備による吸収源対策の推進

2 安心を支える力強い林業の振興

森林から生産される木材の持続的な利用と、森林の有する多面的機能の発揮を支える林業・木材産業の健全な発展を総合的に推進します。

- ・木材の良さについて県民の理解を深めながら、住宅や公共施設等への県産材の利用を促進
- ・松阪木材コンビナートを核とした県産材の安定供給体制の構築

II “しあわせ創造県”を築く環境森林施策

1 最優先課題として取り組む重点プログラム

重点プログラムは、県民の皆さんが不安や不満に感じている事象の中でも、特に、緊急に対処すべき課題を整理・分析した上で、効果的で必要性の高い事務事業を選択し、戦略的に取り組む、県民のみなさんへの約束です。

環境森林部では、三重県の元気と活力を取り戻すため人と産業の元気づくりを行い、また、県民の皆さんのくらしをとりまく不安や不満を緊急的に解消するため、特に優先して事業を推進します。

(1) ごみゼロ社会実現に向けた取組の推進

- ・資源循環型社会の推進については、これまでもごみの排出抑制・再使用・再生利用や広域処理システムの構築などに積極的に対処してきました。しかし、真の資源循環型社会を構築するためには、単に物の生産、消費、回収、再生利用というサイクルを回すだけでなく、さらに一步進めて、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減させなければなりません。このため、今後のごみ処理の体系を「どう処理するか」よりも「ごみを出さない」、「ごみをなくす」ことに重点を置いた持続可能な循環型のものに転換することとしました。
- ・平成15（2003）年11月に発表したごみゼロ社会実現に向けた基本方針では、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は最大限資源として有効活用されるごみゼロ社会の実現に向けて、概ね20年後を目標に、①発生抑制の推進、②環境教育と分別の徹底、③再資源化の推進を3つの柱として取り組んでいくこととしています。

- ・ 今後は、住民、事業者、市町村との協働のもとにごみゼロ社会実現プランを策定し、ごみの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにするとともに、モデル事業の実施などごみゼロ社会実現のための具体策を推進していきます。
- (2) 不法投棄を断固許さない産業廃棄物の監視体制と県民の不安解消
- ・ 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止を徹底するため、警察が設置する車両監視システムを活用するなど、県行政と警察が一体となった監視指導を行うとともに、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案等に対する告発を的確に行います。
 - ・ 県と市町村、森林組合との間で産業廃棄物の不法投棄等の監視、通報に関する協定を締結し、市町村等に対して監視に必要な器材を提供します。
 - ・ 過去の不適正処理事案に対する県民の不安を解消するため、生活環境保全上の支障等が懸念されている不適正処理事案の安全性の確認等調査を実施します。
- (3) 生活排水処理の緊急対策
- ・ 生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）の見直しを行い、これに基づき、下水道、農業集落排水処理施設等の集合処理施設や合併処理浄化槽による生活排水処理施設の整備を計画的に進めます。
 - ・ 環境基準が達成されていない河川や閉鎖性水域の流域であって、生活排水処理施設の整備が遅れている地域にあっては、平成16（2004）年度から平成18（2006）年度までの3年間、浄化槽や農業集落排水処理施設の整備を集中的、重点的に進めるとともに、市町村が設置主体となって浄化槽を整備し、維持管理も行う浄化槽市町村整備事業の一層の推進を図ります。
 - ・ また、生活排水処理に係る啓発や浄化槽の適正管理の推進を図ります。
- (4) 地球温暖化対策の推進
- ・ 地球温暖化に対する地方レベルからの取組を進めるため、平成12（2000）年3月に「チャレンジ6－三重県地球温暖化対策推進計画－」を策定するとともに、平成13（2001）年3月には県自らが行うべき内容を「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」としてとりまとめ、取組を進めてきました。
 - ・ 平成13（2001）年3月に改正した「三重県生活環境の保全に関する条例」において、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に規定する第1種エネルギー管理指定工場に対し、温室効果ガス削減に関する「地球温暖化対策計画書」の策定を義務づけ、公表しています。
 - ・ 温室効果ガス削減対策の一つである「排出量取引」について、国の制度設計に資するため、平成14（2002）年度に「三重県型CO₂排出量取引制度提案事業」を、平成15（2003）年度にはその内容をさらにバージョンアップさせる目的で「地域提案型CO₂排出量取引制度検討事業」に取り組み、国等へ提言しています。これらは、①環境と経済の両立、②地域特性の反映（森林吸収のクレジット化や、地域の企業の実情を踏まえた政策提案等）を目指したものです。
 - ・ 温室効果ガス排出量の伸びが著しい民生部門対策として、平成15（2003）年度には県民・事業者・NPO等と連携して検討会を設置し、CO₂削減のインセンティブが働き実効性を持って取り組めるシステムを地球温暖化対策「三重モデル」として構築するための検討を行うとともに、その成果をシンポジウムを開催し公表しました。その模様はテレビでも全国放映されました。
 - ・ 地球温暖化防止活動の拠点として「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、地域で活動する地球温暖化防止活動推進員の育成等を行います。また、地域に根ざした温暖化防止の活動を行う「地球温暖化対策地域協議会」の設立を進めるとともに、事業者の温室効果ガス排出削減の実効性を確保するため、県民や事業者との協働のもと新たな制度を検討します。
- (5) 小規模事業所向けEMS（環境マネジメントシステム）の導入
- ・ ISO14001の基本的な考え方にに基づき第三者認証を前提にした費用負担が少なく小規模事業者が取り組みやすい簡易なEMSを導入するため、平成15（2003）年12月から他地域での先進取組をケーススタディーするために、モデル審査登録（5事業所）を支援しました。
 - ・ 平成16（2004）年度には幅広く県内事業者の環境経営の取り組みの促進を目指して、制度普及のための説明会・相談会、審査体制を充実するための審査員研修会を開催するとともに、平成16（2004）年9月を目途に小規模事業所向けEMS（環境マネジメントシステム）制度の導入を進め

ます。

(6) 安全・安心なきのこを提供する取組

- ・きのこ類の生産者の自主衛生管理を進め、消費者の食の安全に対する安心感を高めるため、HACCP手法の考え方に基づく「安全・安心なきのこ栽培マニュアル」を作成し、生産プロセス管理方式の導入を進めるとともに、こうした生産者の取組に関する情報を消費者へ提供します。
- ・また、安全・安心な栽培システムで生産された県内産きのこ類について、消費者へ普及する表示制度の充実を図ります。

(7) 沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業

- ・南海・東南海地震により津波・激震被害が予想される志摩半島以南の熊野灘沿岸地域において、山地災害危険地区や避難地、避難路の崩落・落石対策を緊急に実施し、安心・安全な生活環境を確保します。
- ・これらの地域は海岸まで切り立った山が迫るなど、避難地・避難路の安全も危惧されていることから、避難地・避難路の現況調査を実施し、山腹崩落や落石を防ぐ土留工・落石防止工・法面工等の崩落・落石対策を実施します。
- ・また、避難路の距離が長く、津波の到達時間内に避難地へ避難が困難と想定される箇所については、山腹崩壊危険地対策工事の仮設歩道、資材置き場、森林整備のための歩道などを利用し、簡易な避難路、避難地を新たに整備します。

2 三重県庁の率先実行取組

三重県では、県民や企業の皆様から信頼できるパートナーとして認めていただけるよう、県自身がまず環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

県庁の率先実行の取組や、県民・企業等との協働・連携による環境負荷低減に向けた取組が評価され、平成13(2001)年4月の「第10回地球環境大賞(優秀環境自治体賞)」(フジサンケイグループ及び日本工業新聞主催)に続き、平成14(2002)年4月には「第2回自治体環境グランプリ(エコライフスタイル推進部門賞)」(主催：(財)社会経済生産性本部)を受賞しました。

(1) 多様な県機関へのISO14001の導入

- ・平成12(2000)年2月に、三重県庁の本庁舎と

その周辺機関でISO14001の認証を取得し、オフィス活動を始め、イベントや公共工事、環境基本計画を含む全ての事務・事業活動での環境負荷低減の取組を進めています。

- ・平成13(2001)年3月には、認証範囲を全ての地域機関に拡大し、平成14(2002)年2月には医療機関や県立学校2校等において、また、3月には県立大学及び試験研究機関において、ISO14001を認証取得しました。さらに、平成14(2002)年度には県立学校6校が認証取得し、平成15(2003)年度には試験研究機関が一部拡大認証しています。

(2) 継続的改善を目指した三重県庁ISO14001の取組

- ・三重県庁ISO14001の4年間(平成11(1999)年度～14(2002)年度)の取組では、オフィス活動における省資源、省エネルギーといった側面において大きな成果をあげることができました。
- ・全てのオフィスで個人のゴミ箱を撤去するなど、廃棄物の減量と分別を徹底しており、その結果、平成14(2002)年度の全県庁でのリサイクル率は81%でした。
- ・平成14(2002)年度の結果では、平成13(2001)年度に比較し炭素換算で約56トンの二酸化炭素を削減しました。
- ・経費節減効果については、平成11(1999)年度から平成13(2001)年度までの3年間で約16億円でした。また、平成14(2002)年度は平成13(2001)年度に比較して約300万円でした。
- ・平成14(2002)年度には、こうした事業主体としての環境負荷低減の取組をとりまとめ、都道府県の一般行政レベルでは初めて「環境報告書」として発行しました。なお、この環境報告書は、県民や事業者との「次世代に誇れる三重の環境づくり」についてのコミュニケーションツールの一つとして活用しています。
- ・平成14(2002)年度は認証取得から3年目を迎え、システム的大幅な見直しを行い、平成15(2003)年2月に登録更新しました。特に更新システムでは、全ての部局において、「環境に有益な事業(64事業)」を環境目的・目標に定め、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進めて行くこととしました。平成15(2003)年度は、さらに環境会計の導入など一層の内容充実を目指します。

- (3) 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入
- ・平成13（2001）年10月1日に「みえ・グリーン購入基本方針」を新たに策定し、平成13（2001）年度に日常的に購入する全ての消耗品（単価契約物品）を環境配慮型商品にしました。平成14（2002）年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。また、関係部局の横断的なメンバーで構成するワーキンググループで毎年、検討見直しを行いながら推進を図っています。
 - ・公用車については、「三重県低公害車等技術指針」を平成16（2004）年4月に改正し、低燃費かつ低排出ガス車については平成12（2000）年基準排出ガス75%低減レベル以上とするなど、より一層の低公害車の導入を進めています。
 - ・県庁の各機関を結んだ情報ネットワークとリサイクルセンターを利用したリサイクルシステムを構築し、各部署で不要になった物品の情報交換と有効利用を行っています。
 - ・なお、平成12（2000）年5月には、グリーン購入ネットワークから「第3回グリーン購入大賞」をいただきました。
- (4) 計画段階から環境に配慮された公共事業を推進する「環境調整システム」
- ・「環境調整システム」は、三重県が実施する一定規模以上の開発事業の実施にあたって、その計画段階で環境に対する配慮を全庁的に検討する仕組みで、平成10（1998）年度から運用しています。
 - ・平成13（2001）年度には、それまでの3年間の実績を踏まえて制度の見直しを行い、対象事業の範囲の拡大や事業の複数案について環境への影響等を比較検討するなど、制度の改正を行いました。
 - ・平成15（2003）年度までに、ほ場整備事業、道路事業、河川事業、砂防事業など25件について環境に対する配慮の検討を行っています。
- (5) 28℃の適正冷房を推進する「夏のエコスタイル」
- ・平成11（1999）年度から関西広域連携協議会の加盟団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「夏のエコスタイル」に取り組んでいます。
 - ・県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出張の場面でも夏のエコスタイルが徹底され、一つのライフスタイルとして定着してきています。
 - ・平成16（2004）年度は、6月21日（夏至）～9

月23日（秋分の日）を「夏のエコスタイルキャンペーン」期間として、取組を行います。

- (6) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化行動
- ・勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通して自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。
 - ・平成15（2003）年度は、約3,700人の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

3 持続可能な資源循環型社会の構築

- (1) 「新しい時代の公」を推進する環境連携「三重の環事業」
- ・県、市町村、事業者、県民の適切な役割分担と連携による循環型社会づくりを進めるため、平成15（2003）年度から環境連携「三重の環事業」として、従来の一般廃棄物・産業廃棄物の枠を越えた取り組みによる不法投棄対策や、地域における廃棄物の循環的利用システムの構築を進めています。
 - ・現在、住民、民間事業者等との協働により、廃食用油をバイオディーゼル燃料として再利用する実証事業を進めています。
- (2) 産業廃棄物税の導入
- ・産業廃棄物の最終処分場における残存容量の逼迫などの状況を踏まえ、従来の枠を越えた積極的な産業廃棄物行政を展開する財源を確保するため、平成13（2001）年6月、全国初の「産業廃棄物税条例」を制定し、都道府県レベルでは全国初の法定外目的税として、平成14（2002）年4月1日から施行しています。
 - ・産業廃棄物税を財源として、業種の枠を越えた企業間連携による再資源化に向けた取組や、排出事業者による発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発に対する支援等を行うことにより、今後長年にわたる円滑で活力ある企業活動、産業廃棄物の発生抑制及びリサイクル等を推進していきます。
 - ・平成14（2002）年度実績に基づく、平成15（2003）年度の税収は約1億3千万円でした。
- (3) 廃棄物広域処理システムの構築
- ① ごみを資源に変えるRDF化の推進
- ・ごみの持つ未利用エネルギーの活用と全県的な広域処理システムを構築するため、ごみ処理のRD

F化を進め、市町村等のRDF化施設の整備を支援しました。(平成16(2004)年3月末現在:市町村のRDF化施設7施設(26市町村))

- ・三重県及び県企業庁では、市町村等で製造されたRDFの安定的受け皿となる焼却発電施設を整備し、平成14(2002)年12月から運転を開始しました。しかしながら、平成15(2003)年8月にRDF貯蔵槽の爆発事故が発生したことから、事故原因を究明し、再発防止対策を講じた上で平成16(2004)年3月17日から試運転を行っており、今後も安全対策に万全を期していきます。
- ② 公共関与による廃棄物処理センター事業の推進
- ・市町村等のごみ焼却施設で発生する焼却残さや産業廃棄物の広域的な処理体制を構築するため、廃棄物処理センター事業としてガス化溶融処理施設を整備し、平成14(2002)年12月から(財)三重県環境保全事業団の運営のもとで稼働を開始しました。(平成16(2004)年3月末現在:県内37市町村及び企業約80社が参画)
- ・本施設の稼働により、県全体のダイオキシン類の総量を大幅に削減し、廃棄物の減容化を図ります。また、発生するスラグについても、土木資材などへの有効活用を進めています。

(4) 産業廃棄物の自主情報公開

- ・平成11(1999)年度に、産業廃棄物の年間排出量が1,000トンの以上の排出事業者や年間処理量10,000トンの以上の処理業者を対象に、産業廃棄物に関する適正管理計画を策定し、廃棄物の発生抑制に取り組むとともに、廃棄物に関する情報等を自主的に公開し、誰もが閲覧できる全国で初めてのシステムを導入しました。
- ・平成14(2002)年度には、排出事業者に対する産業廃棄物の年間排出量を1,000トンから500トンに引き下げ、対象となる事業者を拡大しました。平成16(2004)年3月31日現在で自主情報公開を実施している事業者は、対象384社中367社(実施率96%)となっています。
- ・事業者の取組を促進するため、環境技術指導員(民間企業等の実践経験者)が企業を訪問し、廃棄物の発生抑制、リサイクル技術等に関する支援を行っています。

(5) リサイクル製品の利用推進

- ・リサイクル製品の利用を推進することによって、リサイクル産業の育成を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的に、平成13(2001)年3

月、全国初の条例として「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。

- ・平成16(2004)年3月31日現在、74製品をリサイクル製品として認定しており、今後もリサイクル製品の認定を進めるとともに、県が行う工事や物品の調達において認定リサイクル製品の優先的な使用・購入に努めていきます。
- ・市町村に対して技術的助言や情報提供を行うとともに、県民局等に設置した常設展示ブースでの認定リサイクル製品の展示や、認定リサイクル製品の生産者が実施する展示・広報等普及事業に対して支援を行うなど、県民や事業者に対しても認定リサイクル製品の利用を呼びかけていきます。

(6) ダイオキシン類、環境ホルモンに関するきめ細やかな継続的監視と公表

- ・ダイオキシン類による環境の汚染状況を把握するため、「三重県生活環境の保全に関する条例」で環境調査を県の責務として規定し、県内全域で調査を実施しています。
- ・平成15(2003)年度は、223の地点において大気や水質、土壌、水生生物のダイオキシン類の調査を行いました。また、廃棄物焼却炉等の発生源についても、54件のダイオキシン類の排出状況を調査しました。(ダイオキシン類環境基準達成率99%(環境基準適用206地点中204地点))
- ・環境ホルモン(ダイオキシン類を除く)については、平成15(2003)年度に42地点で水質、底質の調査を行い、県内で検出率が高い物質についてのデータ集積を行っています。
- ・今後とも調査を継続して行い、その結果はホームページ「三重の環境」などを通じて公表するとともに、ダイオキシン類の発生施設に対する適正な管理を指導していきます。

(7) 自動車交通公害への取組の強化

- ・国道23号等北勢地域における道路沿道の大気環境を改善するため、平成13(2001)年12月に北勢8市町(四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曾岬町、楠町、朝日町、川越町)が自動車NOx・PM法(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)の対策地域に指定されました。
- ・対策地域内の大気環境を改善するため、平成15(2003)年8月に策定した「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計

画」に基づき、国、県、市町、事業者、地域住民の協力の下で総合的な対策を進めます。

- ・特に、自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える事業者等に対しては、国等の優遇税制や低利融資に加え、平成14（2002）年度から県環境保全融資制度等による支援を行っています。さらに、対策地域内のSPM（浮遊粒子状物質）対策として、平成15（2003）年度に大型ディーゼル車の微粒子除去装置の装着経費に対する助成制度を創設しました。
- ・また、県が率先して公用車への低公害車導入に取り組むとともに、平成14（2002）年度から天然ガス自動車を導入する事業者に対し、経費の一部を助成しています。なお、平成13（2001）年度から継続して低公害車フェアを実施し、低公害車の普及・啓発に取り組んでいます。

(8) 多様な環境政策を取り入れた「三重県生活環境の保全に関する条例」

平成13（2001）年3月に従来の三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」として、平成13（2001）年10月1日から全面施行しています。また、土壤汚染対策法が施行されたことに伴い、条例に県独自の取り組みを盛り込む等、平成16（2004）年3月に一部改正しています。この条例の先進的な項目は以下のとおりです。

- ・一定規模以上の工場等に対して、地球温暖化対策計画書の作成と知事への提出を義務付けています。
- ・ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃プラスチック類の焼却を禁止するとともに、簡易な焼却施設における焼却をしないよう求めています。
- ・一定規模以上の土地の形質変更時や有害物質使用特定施設を設置する工場等での定期的な土壤又は地下水の調査の実施を定めています。
- ・土壤や地下水の汚染を発見した場合に知事へ届け出ることや土壤汚染対策法の施行を円滑にするため専門的知識を有する者の意見を聴く制度を定めています。
- ・放置自動車対策として、自動車の放置の禁止、所有者が判明しない放置自動車を廃物として認定し、処分するなどの手続き等について定めています。
- ・排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、処分業者が適正に処分する能力を有するかどうかの確認及び不適正処分されていることを知っ

たときは、その状況等の報告を義務づけています。

- ・県外の産業廃棄物を県内に搬入し、処分するときは、その廃棄物の種類、量、処分方法などの事前の届け出を義務付けています。
- ・県内において適正な処理が困難な産業廃棄物を生じる工場等を設置するときは、その産業廃棄物の発生工程や処理方法について、事前の届け出を義務付けています。

4 自然との共生の確保

(1) 新しい三重県自然環境保全条例の施行

昭和48（1973）年に制定された三重県自然環境保全条例を、農林地の公益的機能の低下、身近な自然の減少、生物多様性の確保などの今日的な課題に対応できるよう、平成15（2003）年3月に改正し、同年10月1日から全面施行しています。新しい条例は、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する一般的な内容に拡充し、県民・事業者・行政の協働での取り組みのもと、自然と人との共生の再構築を目指すものです。条例の主な項目は以下のとおりです。

- ・県内に生息・生育する絶滅のおそれのある希少な野生動植物種を指定し、その動植物を捕獲、採取等しようとする場合は、事前に知事に届け出ることとします。
- ・指定希少野生動植物種の重要な生息地・生育地を監視地区として指定し、区域内において開発行為等しようとする場合は、事前に知事に届け出ることとします。
- ・国外などから導入された外来種などで、地域の在来種に著しく支障を及ぼすおそれのある動植物種をみだりに放ったり、種子をまいたりすることを禁止します。また、外来魚であるブラックバス及びブルーギルの個体数の低減及び生息域の縮小への取組を進めます。
- ・里地里山における自然環境を保全しようとする団体が定める保全計画を知事が認定するとともに、認定を受けた団体に対して、里地里山の保全活動を促進するために必要な支援をします。
- ・1haを超える宅地の造成などの開発行為をしようとする場合は、希少野生動植物などの自然環境保全上の配慮に関する事項、緑地の配置に関する事項等を、事前に知事に届け出ることとします。

(2) 環境公益性を高める新たな森林づくり・環境林整備

- ・県と市町村は森林GIS (Geographic Information System) を活用し、地域の森林所有者・住民などと協働のうえ、県内の森林を生産林 (持続的生産を重視する森林) と環境林 (公益的機能を重視する森林) にゾーニングし、それぞれの機能に応じた整備を進めています。
- ・平成13 (2001) 年度から、環境林を次世代を含む県民のための公共財と位置付け、その公益性を高度に発揮させる新たな森林管理事業「森林環境創造事業」を開始しました。(平成16 (2004) 年3月31日現在: 36市町村において4,141㍊の環境林整備を実施)
- ・この森林環境創造事業は、市町村・森林組合等と連携して、全額公費 (県8割、市町村2割) で広葉樹や針葉樹が混交する等多様な森林づくりを行うとともに、継続的な森林作業員雇用による山村の活性化に貢献し、効果的な県土利用にも寄与します。
- ・また、平成13 (2001) 年度から、「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用して、環境林整備に新規就業者を受け入れる「緑の雇用事業」を実施しています。(平成15 (2003) 年度の県内の新規雇用82人)

(3) 地球温暖化防止に貢献する森林整備と森林GISの活用

- ・森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能を促進するため、平成15 (2003) 年度から「森林再生CO₂吸収量確保対策事業」を創設し、地球温暖化防止への貢献度の特に高い若齢林 (16~45年生) の整備や植林を進めています。また、事業の推進に当たっては、森林GISのデータを活用して効果的な森林整備を進めます。

(4) 野生鳥獣との共存のための取組

- ・野生鳥獣の地域個体群を長期的、安定的に維持し、人と野生鳥獣との共存を図るため、平成13 (2001) 年度から県内のサル群れに電波発信機を装着し、今まで約100群の行動域などを把握しました。この情報を活かして、市町村・地域住民との協働による山への追い上げなどの農林業被害防除手法の研修や普及啓発を関係機関と連携して進めています。
- ・ニホンジカについては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき特定鳥獣保護管理計画

を平成13 (2001) 年度に策定し、生息密度が著しく高い地域 (櫛田川より南側の地域) において、平成14 (2002) 年度の狩猟時期から、メスジカを狩猟鳥獣とするとともに、捕獲データの収集等により、生息状況をモニタリングしつつ、適正な生息密度調整を進めています。

(5) レッドデータブックの作成

- ・三重県内の野生生物の分布、生息・生育状況を調査し、県版レッドデータブックを作成します (平成17 (2005) 年度刊行予定)。県として、保全すべき対象を明確化するとともに、指定希少野生動植物種及び希少野生動植物監視地区の指定等の基礎資料とします。
- ・作成に際しては、県内の専門家のグループと連携した調査 (三重県生物多様性調査検討委員会: 専門家100名参画) を基礎に進めるとともに、県民への積極的な広報を進め、県民との協働によるレッドデータブック作成を目指します。
- ・また、調査過程で得られたデータを踏まえ、希少野生動植物の生息・生育状況について県ホームページで公表するなど、野生動植物に関する情報を県民と共有することにより、生物多様性の効果的な保全を図ります。

5 環境保全活動の推進

(1) 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開

① 広範な県民運動を進めるためのしくみ「みえ環境県民運動協議会」

- ・全県的に環境保全活動を展開している市民団体、NPO、企業等多様な主体と協働し、平成16 (2004) 年度に「みえ環境県民運動協議会」を設立します。協議会では、それぞれの役割に応じて機能分担しながら相乗効果を発揮させ、「新しい時代の公」の担い手として広範な環境問題に対応するなど地域環境力を高めることを目的としています。
- ・また、環境保全活動をより確実に、継続的に、自主的に実践するための横断的な連携を図る場として、また、地域の活動を活性化させる人づくり・組織づくりの場として機能となります。

② 地球温暖化防止をめざす県民運動

- ・家庭においてCO₂排出量の削減を促進するためには、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを環境にやさしい形に変革していく必要があり、平成13 (2001) 年度から一般家庭における電気使

- 用量の節減量に応じて参加グループに活動支援金を交付する「夏のエコポイント事業」を展開しています。平成16（2004）年度からは、エコポイントの仕組みにレジ袋削減、廃食用油リサイクルの取組等を取り入れた仕組みを構築します。（平成15（2003）年度取組世帯数：17,831世帯）
- ③ 豊かな森林と水を考える県民運動
- 平成13（2001）年度から、市民団体、NPOと協働して、参加者が里山保全活動や自然観察などを通して、楽しみながら自然環境を学習するとともに清掃活動などを行う「身近な自然を体験する県民デー」を展開しています。（平成15（2003）年度：47会場で実施 参加者数3,129名）
- (2) 地域で活躍する環境NPO等への支援
- 平成12（2000）年2月に「三重の21世紀環境創造活動支援基金」を設立し、その運用を三重環境県民会議に委ねて、地域で活動する環境NPO等の活動を支援しています。三重環境県民会議では、県内各地で地域交流会を開催（平成15（2003）年度；15回）するとともに、県内各地で環境保全活動を展開する21団体を地域情報連絡団体とするネットワークを形成しました。また、平成16（2004）年2月22日には、環境NPOの活動発表会「エコリンピックみえ2004」を開催しました。
 - 森林環境を保全するため、森林ボランティアの育成を進めており、その知識や技術を向上させるための研修会やリーダー養成を行っています。また、平成13（2001）年度からは、紀伊半島三県（三重県、奈良県、和歌山県）の森林ボランティアの交流とネットワーク化を図るため「紀伊半島三県森林ボランティア交流大会」を実施しています。平成16（2004）年度は奈良県で開催されます。
- (3) 事業所や行政等と連携して取り組むグリーン購入
- グリーン購入を県内に普及するため、平成15（2003）年1月にその展開の母体となる企業、団体、行政機関によるネットワーク組織「みえ・グリーン購入倶楽部」を設立しました。（平成16（2004）年3月末現在：参加組織数100 うち企業環境ネットワーク・みえ会員41）
 - 「みえ・グリーン購入倶楽部」との協働で、セミナー等の開催を始め、東海三県一市（三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市）の行政とチェーンストアなど企業と連携して広域的なキャンペーンを展開しています。（キャンペーン：平成16（2004）年1月15日からの1ヶ月間、東海三県一市内約2,370店舗 うち三重県内約390店舗）
- (4) 企業環境ネットワークで取り組む産業廃棄物の再資源化
- 環境問題に関心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間連携や企業と行政の協働・連携により、活力ある経済・社会活動を展開していくため、平成12（2000）年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」が設立されました。（平成16（2004）年3月末現在：202社加盟）
 - インターネット上の「廃棄物情報交換システム」を構築するとともに、「企業環境ネットワーク環境情報交流サイト」を立ち上げ、企業間の情報交換と連携を促進しています。（平成16（2004）年3月末現在廃棄物情報交換サイト登録状況：会員事業所数142、廃棄物提供情報件数25、廃棄物受入情報件数145）
 - 会員相互の連携により、廃蛍光管・廃乾電池や木くず等のリサイクルの取組が定着しました。
 - 平成15（2003）年度から、企業間のコーディネーターとして環境技術指導員を新たに設置し、「廃棄物情報交換システム」の円滑な運用を図るとともに、再資源化技術や廃棄物の受入状況の情報収集・発信を通して、環境に関わる企業間の連携促進に努めています。
- (5) 市町村・事業所におけるISO14001認証取得の支援
- 地域住民の日常活動と直接的なつながりの強い市町村の認証取得の推進に積極的に取り組み、平成16（2004）年3月末現在で全市町村の85%に当たる56市町村（／66市町村）が認証取得しています。
 - 自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、中小企業や市町村等にISO14001認証取得の支援を行っており、平成16（2004）年2月末現在で585事業所が認証取得しています。
- (6) 日本環境経営大賞による環境経営の普及
- 環境経営の普及と定着を図るため、学界や経済界等との協働により、全国の事業所を対象に優れた環境経営の取組を顕彰する「日本環境経営大賞」を創設しました。
（第1回目（平成14（2002）年度） 応募件数：149 受賞者数：14）

(第2回目(平成15(2003)年度) 応募件数:121 受賞者数:17)

- ・この表彰を通じて、環境と経済を同軸に捉えた「環境経営」の理念を普及するとともに、環境に関する人材・技術のネットワークを構築し、企業経営者等を対象にした「全国の優れた環境取組を学ぶ環境経営サロン」を開催するなど、県内企業等の環境経営レベルの向上を促進します。(平成16(2004)年3月末現在 開催回数:4回 参加者数:293名 参加企業:241社)

(7) LCA手法を応用した環境経営のまちづくりの推進

- ・21世紀においては、環境と経済を同軸で捉え、環境配慮が経済的価値の創造へ、経済価値の追求が環境配慮へと、お互いが相乗効果を発揮する「環境経営」の推進が必要です。
- ・LCA(Life Cycle Assessment)は、製品やサービスの環境負荷を資源採取の段階から原料素材化、生産及び製品の使用・廃棄段階まで製品の生涯(ライフサイクル)全体に渡って、資源及びエネルギーの使用量や環境に影響を及ぼす排出物を定量的に把握し、評価する手法です。
- ・本県では、液晶(フラットパネルディスプレイ)産業の県内進出を契機に、このLCA手法を応用し、県民、企業、行政の協働によって、環境負荷低減と経済の活性化を目指した「環境経営のまちづくり」を推進するため、平成15(2003)年度から、多気町を対象にモデル的な取組を行っています。

(8) 全国一位のこどもエコクラブ会員数

- ・こどもエコクラブは、「次世代の三重の環境づくり」を担う子供たちが、地域で自主的に環境にやさしい取組を行うクラブで、環境省と地方自治体が連携してその活動を推進しています。県では、「こどもかんきょう体感フェア」、「Mie ちびっこエコ王国大会」、「こどもエコクラブ県内交流会」、「こどもエコクラブサポーター研修会」を開催し、活動の活性化に努めています。
- ・県内の「こどもエコクラブ」の会員数は、平成15(2003)年度1年間で7,035人となり、会員数、加入率ともに3年連続で日本一となりました。

(9) 「こどもかんきょう体感フェア2004」の開催

- ・次世代を担う子供たちが環境問題を考え、自ら進

んで環境保全活動へ参加するよう、NPO、関連団体、企業及び行政などの協働・連携による学習・体験の場を設け、環境教育・学習を進めています。

- ・平成16(2004)年度は、8月26日・27日の2日間にわたり、環境負荷低減の新しい技術(太陽光発電・燃料電池など)とのふれあいや市民レベルでの環境保全活動への参加・体験を行う「こどもかんきょう体感フェア2004」を開催します。(平成15(2003)年度の「こどもかんきょう体感フェア2003」来場者数:約6,300人 参加団体(出展)数:71)

(10) 全国に発信・公開する三重の環境情報

協働・連携の実現には情報公開・情報発信が最重要であるとの考えのもと、三重の環境が何でもわかるホームページ「三重の環境」(<http://www.eco.pref.mie.jp>)を毎日更新(全国初)し、月101万ページビュー(平成15(2003)年実績)のアクセスがありました。(平成15(2003)年12月:環境g o o大賞2003行政機関部門優秀賞受賞、平成15(2003)年5月:みんなで選ぶエコWeb大賞特別奨励賞受賞)

ホームページ「三重の環境」の主な取組内容は次のとおりであり、今後とも情報公開・情報発信機能の一層の充実に努めていきます。

- ・県の取り組みはもちろん、県民、企業等の活動報告は情報提供があれば即日情報を発信しています。
- ・三重の環境に関連する条例・規則・計画、審議会委員・職員名簿等すべて公開しています。
- ・大気環境は「リアルタイム」で常時監視データを公開しています。
- ・質問、意見などへの回答をすべてホームページ上で公開し、双方向の対話を実現しました。
- ・知事が講演会・雑誌寄稿などで語る「環境への考え方や取組」をすべて掲載しています。
- ・地域との協働で県内9ヶ所にライブカメラを設置し、地域からの情報発信を支援します。
- ・平成16(2004)年3月に開設した「みえの自然楽校」に自然環境に関する様々な情報を掲載していきます。

6 安心を支える力強い林業の振興

(1) 顔の見える三重の家づくりの取組

- ・消費者、農林水産物の生産者等で構成された「地

産地消ネットワークみえ」が行う林業版産地消の取組を支援するため、ネットワーク会員自身が提案する県産材の需要拡大等の取組を対象としたネットワーク活動支援事業を平成14（2002）年度から実施しています。

- ・県産材を利用した家づくりを進めるため、三重県木材組合連合会等で構成する「顔の見える三重の家づくり支援協議会」に、消費者からの県産材及び木造住宅の建築に関する相談や要請等に答えられるコーディネーターを平成15（2003）年度設置しました。

(2) 松阪木材コンビナートの整備

- ・松阪木材コンビナートは、中・南勢地域及び東紀州地域の林業・木材産業の活性化を図るため、木材製品の生産や流通体制の抜本的な構造改革を目指して、平成9（1997）年度の用地整備を皮切りとして整備を進めてきました。平成13（2001）年度に原木市場、製品市場、大型製材工場、内装材加工工場、流通検査センター、プレカット加工工場が稼働し、平成14（2002）年度には、集材材加工工場が完成するなど、その基本的機能が整いました。
- ・松阪木材コンビナートは、①価格、供給量の安定性（外材、代替品に対抗できる価格、量、供給体制）、②工場製品並の一定した品質・性能と保証、③豊富な品揃を基本に、住宅産業等の新たなニーズにあわせた国産材の産地を形成するため、各種機能を連結させた、先進的な木材の総合流通加工拠点施設です。

(3) F S C 認証木材の流通体制の整備

- ・F S C の森林認証は、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも持続可能な森林管理を推進している森林を認証して、その認証された森林から産出される木材、木材製品に特定の「環境ラベル（ロゴマーク）」を付けて流通させるものです。
- ・環境に配慮した持続可能な森林管理を推進するため、平成13（2001）年度よりF S C の森林認証取得の支援を行なっています。平成16（2004）年3月末現在、5事業体、認証総面積約10,000haで認証を取得し、日本一の取得件数となっています。
- ・F S C 認証森林の増加とグリーンコンシューマリズムの高まりから、環境貢献度を木材製品の競争力のひとつとしてとらえ、ロゴマークの付いた木

材製品の加工・流通体制の確立と市場の拡大に取り組んでいきます。

(4) 間伐材の有効活用

- ・間伐材の有効活用を進めるため、公共工事を中心として、その利用拡大に取り組んできており、平成15（2003）年度には、平成14（2002）年度に実施した間伐材型枠利用パイロット事業の成果をもとに、工事用型枠としての強度の検証や簡易に利用できる製品の開発などに取り組みました。
- ・間伐材の利用量の増加は、森林整備の促進にもつながることから、今後とも、間伐材型枠の実証に取り組むとともに、現在、三重県のホームページで提供している、公共工事での間伐材の需給情報をさらに充実していきます。